

「養老保険 全損型」

養老保険と言えば通常保険期間10年で死亡保険金と同額が満期保険金として帰ってくるというイメージです。したがって死亡保険金は比較的少なくなります。また、掛けたお金がほぼそのまま戻るなので積立てるといった感覚が強く、一定の要件を満たして加入した場合は1/2が経費になるということをご存知の方もいらっしゃるでしょう。この一定の要件とは福利厚生を目的とし、会社が契約者・社員が被保険者・死亡保険金受取人が社員の家族・満期保険金受取人が会社という基本的な考え方の下、原則普遍的な加入という条件を満たすことです。このプランの長所は①福利厚生の充実を図れる。②積立が経費になるということでお得感がある。逆に短所は①長期の積立となるため資金繰りにはマイナスとなる。②10年満期等とすると満期時に多額の雑収入が発生する。

全損型とはこの上を行こうというものです。H24年1月に養老保険の必要経費を巡る注目の最高裁の判決があり、このプランの合法性が間接的に確認できたことも追い風となっています。特徴としては保険契約者：法人、被保険者：法人役員、死亡保険金受取人：法人、満期保険金受取人：法人役員個人、保険料負担は法人が1/2(支払保険料扱い)、役員個人も1/2(役員報酬扱い)ということで、満期時には個人が受け取りますので、個人の方に所得税(一時所得、個人が負担した掛金分のみが必要経費となります。)がかかるということになります。保険料を負担した上に戻らないわけですから法人にはメリットがないように見えますが、こうする事で自社の株価を下げつつ、個人の方に資金をシフトできることとなりますので、事業承継・相続対策と言えるでしょう。ただ、税務上役員報酬の通常改定が可能な決算終了後2~3か月後に決算予想を行った上、ピンポイントで報酬の増額を行う必要がありますので、保険会社・会計事務所と相談・確認の上、慎重に対応ください。